

地方行政サービス改革の取組状況等(平成27年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名	市区町村名	類似団体区分
242021	三重県	四日市市	特例市

(1)民間委託		【参考】	
直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	類似団体委託率	全国委託率
		100.0%	99.2%
		90.0%	97.8%
		97.1%	86.2%
		89.5%	89.8%
		65.8%	86.2%
		97.4%	97.9%
		97.5%	96.3%
		87.5%	61.9%
		97.1%	88.7%
○	PFHによる施設整備・保守管理を行っている学校を除き、各学校に嘱託職員(用務員)を名配置。今後も同様に、直営の嘱託職員を活用していく方針。	27.8%	32.6%
		100.0%	98.7%
		97.5%	95.4%
		100.0%	98.9%
		100.0%	99.9%
		100.0%	98.9%
		100.0%	94.5%
		97.4%	95.0%

※平成27年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体 委託率(%)【算出方法:委託実施団体数÷事業実施団体数(「全部直営かつ専任職員無し」除く)×100】

(2)指定管理者制度等				【参考】	
公の施設数	制度導入施設数	導入率	導入に対する考え方【未導入施設がある団体のみ回答】	類似団体導入率	全国導入率
7	5	71.4%	直営施設と併設しているなど直営での一体管理が適当である施設であるため	47.1%	36.5%
22	21	95.5%	直営施設と併設しているなど直営での一体管理が適当である施設であるため	53.8%	45.5%
7	5	71.4%	直営施設と併設しているなど直営での一体管理が適当である施設であるため	70.9%	46.3%
0	0			66.7%	12.3%
0	0			80.5%	86.3%
0	0			85.5%	73.6%
1	1	100.0%		67.9%	58.3%
0	0			68.8%	74.7%
0	0			65.2%	61.2%
0	0			100.0%	52.7%
0	0			50.5%	49.8%
28	0	0.0%	市が責任をもって直接サービスを提供する必要がある施設であるため	43.2%	16.2%
4	3	75.0%	民間ノウハウの活用による効果が期待できないと見込まれるため	56.4%	38.9%
1	1	100.0%		26.8%	20.7%
1	0	0.0%	民間ノウハウの活用による効果が期待できないと見込まれるため	13.9%	14.7%
1	0	0.0%	市が責任をもって直接サービスを提供する必要がある施設であるため	24.2%	27.0%
27	3	11.1%	直営施設と併設しているなど直営での一体管理が適当である施設であるため	13.4%	21.2%
1	1	100.0%		82.9%	48.5%
1	1	100.0%		37.3%	46.4%
0	0			100.0%	68.5%
0	0			93.8%	48.8%
2	2	100.0%		69.8%	52.9%
0	0			42.6%	22.5%

導入率(%)【算出方法:制度導入施設数÷公の施設数×100】

(3)窓口業務				【参考】	
設置状況	設置予定無し	予定時期	窓口業務の民間委託	委託状況	委託有
				委託率(類似団体)	55.0%
				委託率(全国)	14.7%

総合窓口の設置

【参考】

設置率(類似団体)	30.0%
設置率(全国)	10.6%

(4)総務事務センター				【参考】	
設置状況	委託状況	対象部局	対象業務	類似団体	委託率
		首長部局	企業局	給与	27.5%
		教育委員会	その他	旅費	5.0%
				福利厚生	8.8%
				財務会計	2.0%

【参考】

設置率(類似団体)	27.5%
設置率(全国)	8.8%

「設置予定無し」及び「首長部局未設置団体」は「未設置の理由」を、「設置予定あり」の団体は「設置予定時期」を記述してください。
【人口が5万人未満の団体は回答不要】

※県内の市町で給与等の制度が異なるため
※三重県で総務事務センターを設置する動きがないため

(5)クラウド化				【参考】	
実施済み	実施予定	検討中	未実施	実施率(類似団体)	実施率(全国)
				自治体クラウド	2.5%
				単独クラウド	25.0%
				自治体クラウド	17.0%
				単独クラウド	25.2%

実施しない理由

代替システムを導入しているため。

(6)公共施設等総合管理計画				【参考】	
策定済み	策定予定	策定予定時期	策定割合(類似団体)	策定割合(全国)	策定済年度
		平成27年度	15.0%	3.3%	平成27年度

(7)地方公会計の整備				【参考】	
作成済み	作成予定	作成完了予定年度	作成割合(類似団体)	作成割合(全国)	作成済年度
		平成29年度	0.0%	0.0%	平成29年度

※ 統一的な基準による地方公会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するように要請されているが、当該調査の基準日はその初年度の開始時点である。